

【 契 約 書 別 紙 】 <医療保険>

1. 医療保険法に係わる費用【利用料負担金一覧表】

令和 4（2022 年）年 4 月 1 日改定

後期高齢者（75 歳以上）		1 割、2 割、又は 3 割	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者（70～74 歳）	高齢受給者証の自己負担割合に基づく
		一 般（70 歳未満）	3 割

サ ー ビ ス 内 容	金 額		
	看護師	准看護師	作業療法士等
訪問看護基本療養費Ⅰ（週 3 日目まで）	5,550 円	5,050 円	5,550 円
（週 4 日目以降）	6,550 円	6,050 円	5,550 円
訪問看護基本療養費Ⅱ＜＊同一建物居住者＞			
〔同一日 2 人まで〕（週 3 日目まで）	5,550 円	5,050 円	5,550 円
（週 4 日目以降）	6,550 円	6,050 円	5,550 円
〔同一日 3 人以上〕（週 3 日目まで）	2,780 円	2,530 円	2,780 円
（週 4 日目以降）	3,280 円	3,030 円	2,780 円
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ			（作業療法士）
（週 3 日目まで 30 分以上）	5,550 円	5,050 円	5,550 円
（週 3 日目まで 30 分未満）	4,250 円	3,870 円	4,250 円
（週 4 日目以降 30 分以上）	6,550 円	6,050 円	6,550 円
（週 4 日目以降 30 分未満）	5,100 円	4,720 円	5,100 円
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ			
（同一建物居住者＊で同一日に 2 人）			（作業療法士）
（週 3 日目まで 30 分以上）	5,550 円	5,050 円	5,550 円
（週 3 日目まで 30 分未満）	4,250 円	3,870 円	4,250 円
（週 4 日目以降 30 分以上）	6,550 円	6,050 円	6,550 円
（週 4 日目以降 30 分未満）	5,100 円	4,720 円	5,100 円
（同一建物居住者＊で同一日に 3 人以上）			（作業療法士）
（週 3 日目まで 30 分以上）	2,780 円	2,530 円	2,780 円
（週 3 日目まで 30 分未満）	2,130 円	1,940 円	2,130 円
（週 4 日目以降 30 分以上）	3,280 円	3,030 円	3,280 円
（週 4 日目以降 30 分未満）	2,550 円	2,360 円	2,550 円
訪問看護管理療養費	月の初日：7,440 円 2 回目以降：3,000 円／回		
機能強化型訪問看護管理療養費Ⅰ	月の初日：12,830 円 2 回目以降：3,000 円／回		
機能強化型訪問看護管理療養費Ⅱ	月の初日：9,800 円 2 回目以降：3,000 円／回		

（※）作業療法士等・・・作業療法士・理学療法士・言語聴覚

加 算 項 目 内 容	金 額
特別管理加算（Ⅰ）	5,000 円／月 留置カテーテル・気管カニューレ等
特別管理加算（Ⅱ）	2,500 円／月 人工肛門・週 3 回点滴・褥瘡等
24 時間対応体制加算	6,400 円／月
緊急訪問看護加算	2,650 円／月（1 回に限り） 診療所又は在宅支援病院の医師の指示により訪問看護を行った場合
難病等複数回訪問看護加算	1 日 2 回訪問の場合 〔同一建物内 1 人又は 2 人〕 4,500 円 〔同一建物内 3 人以上〕 4,000 円 1 日 3 回以上訪問の場合 〔同一建物内 1 人又は 2 人まで〕 8,000 円 〔同一建物内 3 人以上〕 7,200 円
複数名訪問看護加算 （1）他の看護師等と訪問 （2）他の准看護師と訪問 （3）その他の職員と訪問 1 日 1 回 1 日 2 回 1 日 3 回以上	 〔同一建物内 2 人まで〕 4,500 円 〔同一建物内 3 人以上〕 4,000 円 〔同一建物内 2 人まで〕 3,800 円 〔同一建物内 3 人以上〕 3,400 円 〔同一建物内 2 人まで〕 3,000 円 〔同一建物内 3 人以上〕 2,700 円 〔同一建物内 2 人まで〕 6,000 円 〔同一建物内 3 人以上〕 5,400 円 〔同一建物内 2 人まで〕 10,000 円 〔同一建物内 3 人以上〕 9,000 円
複数名精神科訪問看護加算 （1）他の看護師・作業療法士と訪問 1 日 1 回 1 日 2 回 1 日 3 回以上 （2）他の准看護師と訪問 1 日 1 回 1 日 2 回 1 日 3 回以上 （3）看護補助者又は精神保健福祉士と訪問 1 日 1 回	 〔同一建物内 2 人まで〕 4,500 円 〔同一建物内 3 人以上〕 4,000 円 〔同一建物内 2 人まで〕 9,000 円 〔同一建物内 3 人以上〕 8,100 円 〔同一建物内 2 人まで〕 14,500 円 〔同一建物内 3 人以上〕 13,000 円 〔同一建物内 2 人まで〕 3,800 円 〔同一建物内 3 人以上〕 3,400 円 〔同一建物内 2 人まで〕 7,600 円 〔同一建物内 3 人以上〕 6,800 円 〔同一建物内 2 人まで〕 12,400 円 〔同一建物内 3 人以上〕 11,200 円 〔同一建物内 2 人まで〕 3,000 円 〔同一建物内 3 人以上〕 2,700 円
長時間訪問看護加算（1 回の訪問時間が 90 分を超える）	5,200 円／日（週 1 日）
退院時共同指導加算（入院・入所中の退院後の訪問指導）	8,000 円（退院日翌日以降の初回訪問日に加算）
特別管理指導加算	2,000 円（退院時共同指導加算算定時に加算）
在宅患者連携指導加算（訪問診療実施医療機関と情報共有）	3,000 円（月 1 回に限り）
退院支援指導加算（退院当日の療養生活指導）	6,000 円（退院日翌日以降の初回訪問日に加算） 長時間の訪問を要する利用者に対し、長時間に渡る療養上必要な指導を行ったときは、8,400 円を加算
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円（医師の求めで関係職員と訪問した場合に加算）

加 算 項 目 内 容	金 額
訪問看護ターミナルケア療養費（１）	25,000 円 ・ 在宅で死亡した利用者 ・ 特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（看取り看護加算等を算定している利用者を除く）
（２）	10,000 円 ・ 特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（看取り看護加算等を算定している利用者の場合）
加算	1,500 円 ・ 情報通信機器を利用した死亡診断等ガイドラインに基づき ITC を利用し死亡診断を行う場合
訪問看護情報提供療養費Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	1,500 円（市町村等、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、保育所等・幼稚園・小学校 ・ 中学校・高等学校・義務教育校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校、高等専門学校・専修学校、医療機関等への情報提供）

*：養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・特別養護老人ホーム・マンションなどの集合住宅に複数利用者がいる場合、短期入所生活介護（介護予防含）・小規模多機能型居宅介護（介護予防含）認知症対応型共同生活介護（介護予防含）に、同一日に複数名のご利用者に訪問した場合

※ 週に 7 日の指定訪問看護が計画されている方は、その期間中において、3 事業者までの訪問看護を受けることが可能です。

※ 特別指示期間において、週に 4 日以上指定訪問看護が計画されている方は、2 事業者までの訪問看護を受けることが可能です。

2. 運営規程で定められた「その他の費用」（全額自己負担）

項 目	内 容	金 額
交 通 費	公共交通機関、タクシー利用の場合	実 費
	車両利用の場合	
	(1) 事業所から半径 5 km 未満	(1) 100 円/回
	(2) 事業所から半径 5Km 以上 10 km 未満	(2) 200 円/回
	(3) 事業所から半径 10Km 以上	(3) 500 円/回
営業日外の訪問	(1) 土曜、日曜 (2) 12 月 29 日～1 月 3 日	(1) 3,000 円/時間 (2) 4,500 円/時間 ※主治医からの指示がある場合は上記に限らない。
キャンセル料	(1) 当日 9 時～訪問 1 時間前までのご連絡 (2) 訪問時のキャンセル、又は訪問時不在	(1) 4,275 円(基本療養費+管理療養費の 50%) (2) 8,550 円(基本療養費+管理療養費の 100%) + 交通費
死後の処置料	ご希望により亡くなられた際の身支度等	20,000 円
入院中の外出 付き添い対応	療養上看護師の同行が必要で主治医の指示のある場合※交通費は実費	4,000 円/30 分 + 交通費実費 6 時～8 時・18 時～22 時…25%増 22 時～翌 6 時…50%増

介護保険・医療保険どちらに該当するかは、要介護認定状況、年齢、疾病等により異なります。

介護保険利用

65 歳以上（第 1 号保険者）の方は、要支援 1、2、要介護 1～5 に認定されている事。

40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者（第 2 号保険者）の方は要支援・要介護に認定され、厚生労働大臣が定める疾患に該当している方は介護保険が適用されます。

医療保険利用

40 歳未満の医療保険加入者とその家族（妊娠婦や乳幼児含む）、第 2 号保険者以外の方、65 歳以上で要支援・要介護に該当しない方、要支援・要介護者のうち、特別訪問看護指示書期間の方、厚生労働大臣が定める疾病等の方、精神科訪問看護基本療養費が算定される指定訪問看護対象の方は医療保険が適用されます。介護保険での訪問看護を利用中の方も、特別訪問看護指示書期間中は医療保険に変更となります。